令和8年10月29日

外　務　省
財　務　省
経 済 産 業 省

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の削除について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1989号及び第2253号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会がタリバーン関係者等として指定する資産凍結等の対象者リストから3個人を削除したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を解除することとする。

（1）措置の内容

外務省告示（10月30日公布）により、資産凍結等の措置の対象から削除されるタリバーン関係者等に対する外国為替及び外国貿易法に基づく支払規制及び資本取引規制等を10月30日付で解除する。

（2）対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計530個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先
外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室　TEL 03-5501-8000 内線 3307
財務省国際局調査課対外取引管理室　TEL 03-3581-4111 内線 6189
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課　TEL 03-3501-1511 内線 3241